

第27回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年1月19日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

【家裁委員】

梅原 隆，大熊一之（委員長），岡田 治，木村夏美，坂倉健二，坂崎公亮，末広雅洋，鈴木紀之，田中直子，原田はるみ，森川由隆（五十音順，敬称略）

【事務担当者】

家事担当裁判官，首席家裁調査官，次席家裁調査官，訟廷管理官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 家裁所長挨拶

(2) 事件関係室見学（調停室，調査室，待合室，児童室・モニター室）

(3) テーマ「DV及び児童虐待が主張されている家事調停事件の運営について」 概要説明（裁判所職員）

ア DV及び児童虐待が主張されている家事調停事件の運営について

イ 子の調査における配慮（児童虐待が主張されている家事調停事件の調査）

(4) 「三重県における児童虐待の現状について」説明（家裁委員）

(5) 意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

(6) 次回意見交換のテーマ

「家庭裁判所における障害者等の配慮を要する方への対応について」

(7) 次回開催日時

平成29年7月13日（木）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 事前のアンケートで「児童虐待」について、非常に興味があるとの意見をいただいたが、どのあたりに関心をお持ちか紹介いただきたい。
- 私が最も深刻だと考えるのは、両親いずれも虐待しているという場合である。この場合には、近隣の住民か医者ぐらいしか虐待に気付くことはできないのではないか。三重県の統計では児童相談所への相談の件数は増えているということであったが、児童虐待の件数が本当に増えているのか、それとも児童虐待が社会的に認知されるようになって相談の件数が増えているのか。
- 児童虐待が社会的に認知されるようになって相談してくれる人が増えたとは感じている。しかし、これだけ相談の件数が増えると、それだけではなく児童虐待の件数も増えていると言わざるを得ないので、児童虐待の未然防止に努める必要があるとも感じている。
- 私も未然防止はとても重要だと考えている。ここは家裁委員会なので裁判所の話をすると、先ほどの説明による相談の経路を見ても、最初に家庭裁判所に相談に来る人はまずいない。いくつかの経路を経て、ようやく裁判所にたどり着くことになると思うが、裁判所が関与できる前に怪我、死亡に至ってしまうような重篤な事例が発生してしまうことは多いのか。
- 児童虐待を行っている親は社会的な被害者意識が強く、自分がやっていることを正当化したいという思いがあるのと同時に、事情を話しても分かってもらえずはないという思いから抱え込んでしまうことが多い。DVであれば対象者は大人なので被害を主張することもできるが、自ら声をあげられない児童虐待は早期発見、ケアすることが難しいと思う。医療機関では実際、虐待が疑われる事案について、どのように対応しているか紹介いただけないか。
- 私は耳鼻科医のため、このような症例、患者にあまり携わったことはない。三重県では医療機関からの相談は全体比3パーセントという説明であったが、今回

の委員会に先立って事前に調べたところ、全国的に見ても4パーセント程度であった。本来もう少しあるべきなのかもしれないが、やはり医療機関から児童相談所への通告は難しい。医者9割は児童虐待に関心を持っているが、その3分の2は児童相談所への通告を躊躇しているのが現状である。躊躇する要因としては、虐待に関する専門的な知識を持っていない医者が多いため、本当に虐待かどうか分からずに躊躇してしまうという点があるほか、虐待を行っている家族とのトラブルを心配するという点が挙げられる。近隣住民からの相談は相談者を特定しにくい、医学の専門的知識から通告することになる医者は特定されやすいためである。もっと相談しやすい仕組みやシステムができれば、また違った形になるかもしれない。

- 保護司として担当している人から、病院から詳しい検査が必要だと言われた子供に検査を受けさせなかったという話を聞き、ネグレクトではないかという疑念を抱いたことがあったが、本当にネグレクトなのかどうか、その判断は難しいと感じた。医者としても、外傷があれば話は別だが、その判断はとても難しいと思う。
- 関係機関との連携は本当に難しい。家事調停において「児童虐待をしている。」と一方当事者が言っても、相手方のことを悪く言って交渉を有利に進めようとしている可能性もある。また、「相手方憎し」の感情から全くの勘違いという可能性もある。そのような状況で児童相談所に通告することにより、紛争を複雑化してしまっ、円満な解決を阻害するということもあり得る。一方、通告を躊躇することによって、即座に動いておけば未然に防げたという重大な事案を防ぐことができなかつたら問題にならないか、というジレンマにもかられる。情報源の秘匿には児童相談所も気を遣っていると思うが、裁判所や医者から通告があった場合の情報源の秘匿について、児童相談所ではどのように扱っているのか。

例えば、「医者が怪我を端緒に情報を伝えたのではないか。」、「裁判所に調停を申し立てたから裁判所が情報を伝えたのではないか。」というように、周辺

事情から気付かれてしまうのではないかということが心配される。裁判所においてもその点は懸念するところだが、どのように配慮しているのか。

- 情報源は一切明らかにできないことになっている。児童相談所から情報源が流出することは100パーセントないが、話の経過から、学校が通告したのだらうと分かることはあり、虐待したとされる親が学校に乗り込むというケースはある。この場合には「学校の立場としては児童相談所に通告しなければいけない。」というスタンスを親に理解してもらう方が、「児童相談所が勝手に行ったのではないか。」とか言って取り繕うよりも、後々に親との関係を戻しやすいということを、学校の教員や教育委員会を対象とした研修で説明している。
- 三重県では家庭裁判所からの相談件数がゼロであるが、児童相談所としてはこの点をどのように受け止めているか。
- もちろん裁判所から通告を受ければ、その家庭に何うことにはなるが、どのような虐待が行われているか具体的に分からないと、裁判所も児童相談所に通告するのは難しいのではないか。
- 先ほども話したマイナスの作用が有り得るので、裁判所が把握した程度の情報で通告するのはやはり難しい。家事調停を担当する裁判官はどのように考えているか。
- 調停で把握できる情報は当事者が訴えてきた虐待の情報になる。裁判所も情報としては受け止めるが、当事者自身が児童相談所に相談した方が具体的に分かってもらえるのではないかと思う。しかし、事情があって当事者自身が動けないという場合には、裁判所としても通告を考えなければならないだろう。
- 児童虐待やDVに関連して、弁護士の立場から裁判所に配慮してほしいという点はあるか。
- DVを原因とした離婚調停において、相手方と接触するのが怖いという女性の申立人は多いが、裁判所では相手方とは別室で調停をやってくれるし、出頭する時間もずらしてくれるので相手方と会う危険性は低いという話をすると安心し

てくれる人が多い。それでも怖いという場合は、第1回調停期日には代理人である弁護士だけが出席して、そこで把握した相手方の状況等を申立人に説明するということもあるので、申立人が出頭できないということを裁判所にも理解いただきたい。

また、出頭する時間はずらしてもらえるが、終了する時間についても申立人と相手方でずらしていただくよう徹底をお願いしたい。多くの場合はそのように配慮してもらえるが、過去にそのような配慮をお願いしていたにもかかわらず、終了する時間が一緒になってしまい危険を感じたことがあった。

その他、弁護士が代理人として付いていると、事務所で待ち合わせて裁判所まで一緒に行き来することもできるので、尾行などの危険を未然に回避することができる。相手方への恐怖心が強い場合には、弁護士を代理人として付けるよう裁判所からも勧めてほしい。費用面の心配から弁護士を付けることに抵抗がある人には、法テラスなど援助する制度を説明の上、裁判所からも勧めてもらえると思う。

- 最近の裁判所の取組や本日の説明を聞いて、裁判所の対応に物足りないと感じる点はあるか。
- 先ほども指摘させていただいたが、当事者双方の調停の終了時間をずらしてほしいという要請があった場合に徹底してほしい。また、調停ではないが裁判になった場合にも、同一期日に本人尋問をする際には、期日終了後に一方当事者に手続や今後の進行についての説明を行うなど工夫すれば、終了時間をずらすことも可能だと思うので、より安心ではないかと思う。
- 一方当事者の他方当事者への付きまといが問題となっている事例は多い。終了時間については、付きまとおうとしている当事者を手続説明により期日終了後も残すなど、事案に応じて工夫していきたい。裁判所から今の指摘に対して補足することはあるか。
- そのような要請には調停委員、書記官とも連携を密にして徹底していきたい。

当庁においては、事案によって一方当事者が裁判所敷地外に出たことを確認してから、調停室に連絡して他方当事者を帰すなどの工夫も行っているが、過去に駅で帰りの電車を待っていた際に双方が出会ってしまったという事例があった。弁護士を付けることについてのアドバイスは既に書記官においても行っているが、誰か一緒に来てもらうといったアドバイスも含め、当事者に不安な思いをさせないよう配慮していきたい。

- 離婚訴訟でDVの被害を訴えている人は、ほとんどの場合で代理人として弁護士を付けている印象がある。DVを抱えている事案の半分以上は相手方にその行為を否認されてしまうため、本人尋問をせざるを得ない。尋問期日においては、DVの被害を訴えている原告から尋問を行うため、尋問時間終了後は帰っていただいて構わないが、相手方の主張を聞きたいという場合など最後まで法廷もしくは控室に残っている場合もある。この場合にも代理人の要請に基づき、配慮を工夫していきたいので遠慮なく申し出てもらいたい。
- 裁判所は紛争を扱うところなので本当にいろいろな人が来る。弁護士などを間に立てられて本人と会わせてもらえない人にとっては、法廷で顔を合わせるときが唯一のチャンスであり、その機会に思いの丈を述べ、それが叶わないなら、と危害に及ぶ可能性もある。

裁判所においては、過去に庁舎内で加害行為が発生したこともある。こうしたことを教訓として、あらゆる事案に対応できるようにしなければならないと考えているので、危害に及ぶ可能性について情報があれば、是非提供いただきたい。

民事事件を主宰する裁判官としては、DV関連の当事者にどのように対応しているか。

- DV関連事件ではあまり経験はないが、暴力的な背景がある事件については、法廷に職員を立ち合わせて不測の事態に対応できる態勢で臨んでいる。
- 裁判所においては、このような「見える警備」についても理解いただき、今後心配される事案には対応したいと考えている。

検察官の立場からは日頃、DVや児童虐待についてどのように感じているか。
また、裁判所への要望などはあるか。

- 先ほど児童虐待なのか事故なのか分からないという事例で、判断に迷ってなかなか児童相談所に通告できないという話があったが、検察庁においても同じような状況に陥ることがある。近県での試みでは、虐待が疑われる怪我を負っている場合には、怪我の写真や、可能であるならば被害児童を法医に診てもらった上で、怪我の程度や場所、経緯を説明した人との話に矛盾点がないかを確認して、実際に逮捕などの強制的な措置が取れるか検討するという取組を行っており、成果も上がっている。

DVの関係では、刑事事件になる被疑者には特徴があって「粘着質」、「恨みがましい」、「自分をかなり正当化している」といった人が多い。そういう人の扱いについては検察庁としても細心の注意を払っている。被疑者として逮捕されれば強制的に距離が離れることにはなるが、過去に逮捕・勾留した被疑者を検察庁に押送した際に、誤って被害者も事情聴取のために呼んでしまい、危うく双方が鉢合せしそうになったというケースを経験したことがある。検察庁としても庁の管理態勢として危機感を持って臨んでいるところである。また、在宅事件というお互いフリーな状態において事情を聴く必要がある場合にも、別の日にずらして事情を聴いたり、被害者が検察庁へ来ることに消極的な場合においては、検察官が赴いて事情を聴くなどの配慮も行っている。その他、実際に裁判に至るケースにおいても、不測の事態が起きないように法律に定められた配慮を行っている。

- 検察庁が取り組んでいる「司法面接」の現状について、紹介いただけないか。
- 司法面接の発祥は欧米諸国になるが、児童虐待などの事例で何度も警察、検察、法廷などにおいて事情を聴かれるのは負担だろうということで、警察などと協調して、小学生ぐらいまでの児童に対する面接は1回のみで代表選手が聴くという試みを行っている。この様子はビデオでも撮影して、やり方の特徴として、誘導はできるだけ行わないというものである。子供なので集中力がもたないという問

題もあるが、「年齢×5分」と言われる子供の集中力の中で行っている。うまく証拠採用できるかは難しいが、何度も聞かれるという二次被害、三次被害は防止できる。

- 家裁調査官による調査も行動科学の知見を踏まえて行っているが、他の関係機関と重複する弊害については、裁判所も今後は考えていかなければならない。

食品スーパーでは仕事の中でいろいろな話を耳にする機会もあるかと思うが、組織あるいは一般市民としてDVや児童虐待の問題について、どのように対応しようと考えているか。

- 今回のテーマをいろいろ考えてきたが、身近に事例がないのでDVや児童虐待に関する意見は申し上げにくい。ネグレクトの親と、手をあげる親とでは、児童虐待の質が違うように感じるし、児童相談所による面接指導でネグレクトの親がちゃんと育児をするようになるのか疑問に思う。また、その時の感情で手を上げてしまった場合と日常的に手を上げている場合を、どのように見分ければいいのか分からない。3か月に1回ぐらい未就学児童に対する診療を義務づけて市町がお金を出すなど、裁判所だけでなく行政機関とも連携して対応していかないと、児童虐待の問題を適切に対処できない時代になってきているのではないか。

- 同じく組織を運営する委員として、御意見をいただけないか。

- この問題に関して素人の立場から見ると、先ほどの医療機関の委員の話聞くまでは、児童虐待が疑われる場合はすぐに通告するというイメージがあった。児童虐待をいかに未然に防止するかという問いに対する名案はないが、再発は絶対に防がなければならぬと感じている。1回虐待を行った家庭には、定期的に医療機関の検診を受けさせるというシステムが必要なのではないか。医療機関も通告するのが当たり前ということで負担も軽減されるし、救える子供も増えると思う。

- 今回は調停がテーマなので、調停委員という立場から意見をいただけないか。

- 調停で離婚が決まったときに、この親に子供を育てられるのかと心配すること

がある。親に障害があったり，虐待を受ける子供自身に障害があったりする場合には，調停の中で育児に不安があれば医療機関や女性相談に行くようアドバイスしているが，実際に行っているかどうか分からない。こちらも不安を抱えたまま調停を成立させることがある。

- 保護司として担当している事案で児童相談所との連携がうまくいっているケースがあり，関係機関との連携の大切さを職務として感じている。
- 児童虐待にとっても関心があるということで最初に意見を伺ったが，本日の意見交換を通じても未解決の点や裁判所への要望といったものはあるか。
- 本日いろいろ話を聞かせていただいて，ここまで配慮を行っているということにとっても安心した。特にDVについては，裁判所としてできる限りの配慮を行っていると感じることができた。しかし，DVは大人が対象であるから，自ら訴える知力や気力もあるが，児童虐待は幼い子供が対象のためにそこまでの力はない。この子供たちをどのように守るかについては，他の委員からも話があったように，法整備を含めた検討が必要であるが，裁判所としても児童相談所との連携を積極的に行っていただきたい。
- 医療機関が児童相談所への通告を躊躇することについて，先ほど貴重な意見をいただいたが，最後に何か意見があればお聞かせ願いたい。
- 現状あるいは過去に虐待があった家庭について，掛かり付けの医療機関が分かっていたら，また違った対応ができるかもしれないと思った。私の病院にも何日も同じ服装で来る子供がいてネグレクトを疑ったが，医療機関では数回診ただけでは自信がなくて児童相談所に通告することができない。そんな時に掛かり付けの医療機関から以前に虐待があったという情報が入れば，これまでとは違った対応ができるかもしれない。
- 本日，委員の皆さんから多くの貴重な意見をいただいた。冒頭で紹介したように現在，児童虐待対策として家庭裁判所が早期に関与できる制度を創設しようという立法の動向があるが，本日の皆さんの意見を踏まえて，現在ある制度の中で

も意識を高めて、やれることは積極的に取り組んでいきたい。